

令和 7 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、医事課）

項 目 名	医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	I. 長時間労働の医師等の勤務時間短縮に資する器具及び備品、ソフトウェアについて 15%の特別償却を認める制度を 2 年間延長する。 【対象設備】 都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師等勤務時間短縮計画に基づき医療機関が取得した器具・備品（医療用機器含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30 万円以上）のもの II. 地域医療構想の実現のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等を行った場合に取得又は建設した建物及びその附属設備について 8 %の特別償却を認める制度を 2 年間延長する。 【対象設備】 病床の再編等のために取得又は建設した病院用又は診療所用の建物及びその附属設備 III. 医療保健業を営む個人又は法人が、医療用機器を取得し事業の用に供した場合に 12%の特別償却を認める制度を、対象機器の見直しを行ったうえで 2 年間延長する。 ※全身用 CT・MRI は引き続き配置効率化等を促す仕組みを講じる。 【対象設備】 医療用機器（医療用の機械装置及び器具備品）で、取得価額 500 万円以上の「高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから 2 年以内のもの」 （租税特別措置法第 12 条の 2、第 45 条の 2）		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額） － 百万円 （ ▲500 百万円） （ － 百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 I. 2024 年 4 月の医師の時間外・休日労働時間の上限規制の適用開始後も、長時間労働となっている医師について、地域医療を維持しつつ、勤務環境の改善を推進することは、医師本人のみならず、患者・国民に対して提供される医療の質・安全を確保し、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要であることから、長時間労働の医師等の勤務時間の短縮に資する設備等の導入を促すことで、医師の働き方改革を推進し、医師の健康を確保し地域において安全で質の高い医療を提供する。 II. 中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、新型コロナウイルスへの緊急対応等の影響により、必ずしも当初の見通しどおりではないものの、地域医療構想の実現に向けた取組を進めており、病床再編等に当たって発生する医療機関の財政的負担を軽減することで、地域医療構想の取組を推進する。現行の構想の更なる取組として、国によるアウトリーチの伴走支援等を行うとともに、2040 年頃を見据えた新たな構想の検討を行っているところであり、現行の構想の取組を令和 8 (2026) 年度も行い、令和 9 (2027) 年度から新たな構想の取組を行うことを想定している。2025 年度に得られた機能転換・再編等の合意に基づく改修工事等は 2026 年度にも及ぶことが想定されるため、特別償却制度の延長は 2 年で要望している。 III. 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の普及促進及び充実化を図り、安心して安全な最新の医療技術を提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。 (2) 施策の必要性 I. 医師の業務の特殊性や地域医療の確保の観点から、医師については時間外・休日労働の上限時間が一般的な上限よりも長く設定されているが、当該上限時間は脳・心臓疾患の労災認定基準である月 80 時間相当であるため、持続可能な医療提供体制を維持していくためにも長時間労働の医師がいる全ての医療機関において働き方改革が強く求められている。このため、チーム医療の推進等による医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する設備等を特別償却制度の対象とし、労働時間を短縮するための設備等の導入を促進する必要がある。 II. 地域医療構想の実現に向けた取組の進捗状況を踏まえ、病床機能の分化・連携を推進するため、病床再編等を行うことに合意した医療機関の財政的負担を軽減する必要がある。現行の構想の更なる取組として、国によるアウトリーチの伴走支援等を行うとともに、2040 年頃を見据えた新たな構想の検討を行っているところであり、現行の構想の取組を令和 8 (2026) 年度も行い、令和 9 (2027) 年度から新たな構想の取組を行うことを想定している。2025 年度に得られた機能転換・再編等の合意に基づく改修工事等は 2026 年度にも及ぶことが想定されるため、特別償却制度の延長は 2 年で要望している。 III. 極めて高い公共性を有する医療を行う上で、医療機関等の医療用機器は必要不可欠なものである。そのため、医療機関における医療用機器への投資は、国民に対して良質かつ安全な医療を提供することに直結し、ひいては地域における必要な医療提供体制の整備につながるものである。 なお、医療用機器等は、医学医術の進歩に応じて日々進歩しており、一定レベルの医療の質や提供体制を確保するためには、医療機関において高度又は先進的な医療用機器の導入を適宜行う必要がある。
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標１ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標１－１ 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること 施策目標１－２ 医療従事者の働き方改革を推進すること
		政策の達成目標	Ⅰ. 長時間労働の医師等の勤務時間の短縮に資する設備等の導入を促し、「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和４年１月１９日厚生労働省告示第７号）に基づき、地域医療確保のためにやむを得ず、医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準が適用される医療機関の時間外・休日労働時間について、２０２４年４月時点で年１,８６０時間の場合、２０２７年に１,６３５時間、２０３０年に１,４１０時間、２０３３年には１,１８５時間をそれぞれ段階的な短縮目標として設定するとともに、対前年度でも時間外・休日労働時間が年９６０時間を超える暫定的な特例水準が適用される医師の残業時間を減少させることを目指す。更に、特例水準が適用されない医療機関も含めたサンプル調査により、時間外・休日労働時間が月８０時間を超える医師の割合についても、対前年度で減少していることを目指すことで、医師等の健康を確保し、提供される医療の質を高める。 Ⅱ. 中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、医療機関の財政的負担を軽減し、病床再編等を促進する。 Ⅲ. 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。近代的な医療用機器の整備促進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和７年４月１日～令和９年３月３１日
		同上の期間中の達成目標	Ⅰ. ２０２４年４月以降、診療に従事する勤務医に適用される一般的な時間外労働の上限時間の水準を原則月１００時間未満、年９６０時間以下とし、地域医療確保のためにやむを得ず、医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準については、原則月１００時間未満、年１,８６０時間以下としたうえで、２０３５年度末を終了目標時期としていることを踏まえ、本特別償却制度等により、「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和４年１月１９日厚生労働省告示第７号）に基づき、段階的な目標として、２０２４年４月時点での時間外・休日労働時間が年１,８６０時間の場合、２０２７年に１,６３５時間を目指すとともに、対前年度でも時間外・休日労働時間が年９６０時間を超える暫定的な特例水準が適用される医師の残業時間を減少させることを目指す。更に、特例水準が適用されない医療機関も含めたサンプル調査により、時間外労働時間が月８０時間を超える医師の割合についても、対前年度で減少していることを目指す。 Ⅱ. 地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。新経済・財

			政再生計画改革行程表 2023（令和5年12月21日経済財政諮問会議）を踏まえ、以下の2項目を2025年度の目標とする。 ・各医療機関の対応方針の策定率を100% ・2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合を100% Ⅲ. 高額な医療機器への設備投資額は過去10年で低下傾向にあり、特に平成26年の消費税率5%から8%への引上げ以降は医業収益に占める設備投資額の割合は低調となっている。医療機関における医療機器の新規導入や買い換えが適切に行われていない可能性があることから、医療機関における医業収益に占める高額な医療機器への設備投資額の割合が平成25年（消費税8%引上げ前）水準（1.9%）と同水準以上となることを目標とする。また、医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。
		政策目標の達成状況	I. 各医療機関におけるICTの活用を含めた様々な取組の実施により、時間外・休日労働が年960時間を超える医師の割合が2019年に約4割だったものが2022年には約2割に減少しており、医療機関において医師の働き方改革の必要性が浸透し、医師等の医療従事者の労働時間短縮に向けた取組が着実に進んでいる。 Ⅱ. これまでPDCAサイクルに基づき、地域医療構想の取組を推進してきた結果、公立公的等を除いたその他医療機関の対応方針については、令和6年3月末時点で「合意・検証済」の割合が医療機関単位で90%、病床単位で95%となっており、取組が進められている。また、病床数の変化をみても、病床機能計及び高度急性期・急性期・回復期・慢性期それぞれにおいて、2025年の必要量に近づいており、全体として乖離は縮小するなど、医療機関における病床の機能分化・連携の取組が着実に進んでいる。 PDCAサイクルを通じた取組を更に推進するため、本年3月に2025年に向けた地域医療構想の進め方に関する通知を発出し、各年度に国・都道府県・医療機関が取り組む事項を明確化するとともに、国が推進区域・モデル推進区域を設定した上で、都道府県に対してアウトリーチの伴走支援を実施するなど、積極的な支援を講じている。 Ⅲ. 医療機関における医業収益に占める高額な医療機器への設備投資額の割合について平成27年に1.1%だったものが令和4年には1.5%と増加しており、医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の導入が促進されたことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質かつ適切な医療の提供につながっている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	I. 特に長時間労働の医師がいる医療機関である時間外・休日労働の上限規制に係る特例水準の指定を受けた医療機関については、「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和4年1月19日厚生労働省告示第7号）に基づき、時間外・休日労働時間の縮減に向け、医師等の勤務時間の短縮に資する設備等の導入を含めた様々な取組を実施する必要があるが、当該指

			定を受けた医療機関のうち、医療経済実態調査（厚生労働省保険局調べ）に基づく黒字病院の割合（約3割）や医療機関の開設主体を踏まえると、令和8年度までに少なくとも約30病院が適用申請をする可能性があると考えられる。また医療関係団体へのアンケート調査の結果でも、回答した病院の約5割が特別償却制度を利用して対象機器を購入したいとの回答であった。更に、手続面での業務負担等から適用を躊躇している医療機関もあることから、各都道府県の医療勤務環境改善支援センターの円滑かつ専門的な支援の充実等により申請数の増加が見込まれる。 Ⅱ. これまで PDCA サイクルに基づき、地域医療構想の取組を推進してきた結果、公立公的等を除いたその他医療機関の対応方針については、令和6年3月末時点で「合意・検証済」の割合が医療機関単位で90%、病床単位で95%となっており、取組が進められている。PDCAサイクルを通じた取組を更に推進するため、本年3月に2025年に向けた地域医療構想の進め方に関する通知を発出し、各年度に国・都道府県・医療機関が取り組む事項を明確化するとともに、国が推進区域・モデル推進区域を設定した上で、都道府県に対してアウトリーチの伴走支援を実施するなど、積極的な支援を講じていることから、今後、対応方針に基づく、医療機関の再編等の増加が想定される。 Ⅲ. 医療関係団体へのアンケートの結果、437医療機関のうち、45医療機関で特例措置の適用実績があり、また、437医療機関のうち、227医療機関で今後特別償却制度を利用したいとの回答であった。赤字の医療機関も一定程度あることから適用できる場合は多くの医療機関が本制度を利用したいと考えている。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	Ⅰ. 2035年度末の暫定的な特例水準の終了に向けて地域における医療提供体制を整えるためには、各医療機関における対象機器導入の初年度負担を減らし、その導入を促進することが必要であり、特別償却制度を利用した対象機器（対象機器の導入を含めた様々な取組を行うことで、導入前の時間外労働時間が約30ヶ月平均）と比べて、導入後に医師の時間外労働時間が約30時間削減されたとの事例もある）の導入ができることで、2035年度末に向けて着実に取り組むことが可能となる。 Ⅱ. 病床の再編等のための建物及びその附属設備の工事には多額の費用負担が必要とされるため、その負担を軽減することで、地域医療構想の実現に向けた病床の機能分化・連携が推進される。 Ⅲ. 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	地域医療介護総合確保基金（区分6）を活用した都道府県による財政支援 独立行政法人福祉医療機構による低利での融資制度（機械購入資金）

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	各都道府県は、救急医療や離島・へき地医療等地域医療において重要な役割を担っている医療機関が、当該医療機能を継続して担うことができるよう、地域医療介護総合確保基金（区分6）を活用して一定の要件（担っている医療機能や所属医師の時間外・休日労働時間等に着目）を満たす医療機関が行う勤務環境改善の体制整備に対して、上限額の範囲で財政支援を行っているが、他業種よりも時間外労働の上限が高く設定されている（脳・心臓疾患の労災認定基準である月80時間（年960時間）が原則）医療分野において、基金の対象にならない事例も含め、長時間労働の医師がいる医療機関全体で働き方改革を進めるため特別償却措置による支援を行っている。 独立行政法人福祉医療機構では、民間金融機関が融資しない高額な医療機器の購入資金に対する低利融資を行っているが、本施策では医療機関の経費負担の軽減を図ることにより、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを促進することができる。																				
		要望の措置の妥当性	I. 医療機関は売上高利益率が平均で1%程度（※1）しかなく、更に他の業種に比べて費用に占める納税額の割合が高い（※2）中で、医療機関が医師の労働時間短縮を図るため対象機器を導入する場合に医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。本施策がない場合、地域医療介護総合確保基金の対象にならない医療機関における対象機器の導入や、限度額を超える対象機器の導入が進まず、地域医療を確保しつつ医療機関全体における効果的な労働時間を短縮する取組が阻害されることから、税制による優遇措置を行うことが妥当である。 ※1 2022年度病院の経営状況（独立行政法人福祉医療機構） ※2 2022年度経済構造実態調査（総務省） II. 医療機関が病床再編等を行うには、医療機関の費用負担の軽減を図ることが重要である中、本措置は、再編等を行う多くの医療機関が対象となるため、負担軽減策として非常に効果的であり、病床再編等を更に推進するため、本措置を延長することが妥当である。なお、医療機関の対応方針の「合意・検証済」の割合の増加に伴い、建物及びその附属設備の取得を伴う病床の再編等の増加も見込まれるため、本優遇措置の延長が必要である。 III. 良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の導入を促進する必要があるため、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となることから税制による優遇措置を行うことが妥当である。																				
果に関連する事項	これまでの租税特別措置の適用実績と効果	租税特別措置の適用実績	[適用件数] [特別償却額] [減収見込み額] I. 令和4年度 <table border="1"> <tr> <td>(法人税)</td> <td>1件</td> <td>1百万円</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>(所得税)</td> <td>1件</td> <td>10百万円</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> 令和5年度 <table border="1"> <tr> <td>(法人税)</td> <td>3件</td> <td>133百万円</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>(所得税)</td> <td>1件</td> <td>11百万円</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> ※「都道府県へのヒアリング結果」より推計 II. 令和4年度 <table border="1"> <tr> <td>(法人税)</td> <td>0件</td> <td>0百万円</td> <td>0百万円</td> </tr> </table>	(法人税)	1件	1百万円	0百万円	(所得税)	1件	10百万円	1百万円	(法人税)	3件	133百万円	30百万円	(所得税)	1件	11百万円	2百万円	(法人税)	0件	0百万円	0百万円
(法人税)	1件	1百万円	0百万円																				
(所得税)	1件	10百万円	1百万円																				
(法人税)	3件	133百万円	30百万円																				
(所得税)	1件	11百万円	2百万円																				
(法人税)	0件	0百万円	0百万円																				

		から、現時点の活用実績は少ない状況であるが、2023 年度は、2017 年以降、地域医療構想調整会議の開催回数が最も多く、医療機関の対応方針について、合意・検証済の割合が増加（※）するなど、取組は進められている。 ※公立公的等を除いたその他医療機関の対応方針の策定状況は、医療機関数ベースで 55%（令和 5 年 3 月末時点）から 90%（令和 6 年 3 月末時点）へ増加している。 Ⅲ. 当該措置により、医療機関における医業収益に占める高額な医療機器への設備投資額の割合について、平成 27 年に 1.1% だったものが令和 4 年には 1.5% と徐々に増加傾向にあり、医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の導入が促進されていることが窺えるが、一般病院においては、給与構成比率が高い割合を占めており、設備投資に充てる資金を圧迫していることが考えられる。なお、医学医術の進歩に応じて医療用機器が日々進歩している実情等を踏まえると、地域においてより良質かつ適切な医療を提供するためには、高度又は先進的な医療用機器の導入支援を継続することが不可欠である。
これまでの 要望経緯		医療用機器の特別償却制度については、昭和 54 年の創設以降、償却率、取得価額の下限、対象機器を見直ししながら 2 年毎に延長されてきた。 平成 31 年度税制改正では、「医療用機器等の特別償却制度について、長時間労働の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の 3 点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う」として、その適用期限が 2 年延長された。 令和 3 年度及び令和 5 年度税制改正では、配置効率化等を促すための措置を講ずるとともに、対象機器の見直しを行った上で、その適用期限が 2 年延長された。（令和 7 年 3 月 31 日まで）。

令和 7 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室）

項 目 名	医療・介護 DX の推進に伴う税制上の所要の措置
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法
要 望 の 内 容	「経済財政運営と改革の基本方針 2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和6年6月21日閣議決定)では、より質の高い効率的な医療・介護を提供する体制を構築するとともに、医療データを活用し、医療のイノベーションを促進するため、政府を挙げて医療・介護 DX を確実かつ着実に推進することとされている。 医療・介護 DX 推進に向けて以下の事項について、検討を行っている。 ・「全国医療情報プラットフォーム」(※1)の構築及び当該プラットフォームで共有される情報を新しい医療技術の開発や創薬等のために二次利用する環境の整備 ・医療介護の公的データベース(※2)のデータ利活用の促進 ・医療・介護 DX を推進するための体制整備(社会保険診療報酬支払基金の改組)等 (※1) オンライン資格確認システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診情報に加え、介護保険、母子保健、予防接種、自治体検診、電子処方箋情報、電子カルテ等の保健・医療・介護の情報を共有・交換できる全国的なプラットフォーム。 (※2) NDB、介護 DB、DPCDB、障害福祉 DB、予防接種 DB、感染症 DB 、難病 DB、小慢 DB 、全国がん登録 DB 等 医療・介護 DX の推進に向け、データ利活用の方針及び基盤整備、システム開発・運用主体のあり方等について、社会保障審議会等での検討結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。 「経済財政運営と改革の基本方針 2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和6年6月21日閣議決定) 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 3. 投資の拡大及び革新技术の社会実装による社会課題への対応 (医療・介護・こどもDX) 医療・介護の担い手を確保し、より質の高い効率的な医療・介護を提供する体制を構築するとともに、医療データを活用し、医療のイノベーションを促進するため、必要な支援を行いつつ、政府を挙げて医療・介護DXを確実かつ着実に推進する。このため、マイナ保険証の利用の促進を図るとともに現行の健康保険証について2024年12月2日からの発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する。「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、「全国医療情報プラットフォーム」を構築するほか、電子カルテの導入や電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DX、PHRの整備・普及を強力に進める。調剤録等の薬局情報のDX・標準化の検討を進める。また、次の感染症危機に備え、予防接種事務のデジタル化による効率化を図るとともに、ワクチン副反応疑い報告の電子報告を促し、予防接種データベースを整備する等、更なるデジタル化を進める。当該プラットフォームで共有される情報を新しい医療技術の開発や創薬等のために二次利用する環境整備、医療介護の公的データベースのデータ利活用を促進するとともに、研究者、企業等が質の高いデータを安全かつ効率的に利活用できる基盤を構築する。医療DXに関連するシステム開発、運用主体として、社会保険診療報酬支払基金について、国が責任を持ってガバナンスを発揮できる仕組みを確保するとともに、情報通信技術の進歩に応じて、迅速かつ柔軟な意思決定が可能となる組織へと抜本的に改組し、必要な体

	制整備や医療費適正化の取組強化を図るほか、医療・介護DXを推進し、医療の効果的・効率的な提供を進めるための必要な法整備を行う。（略）		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 医療・介護の担い手を確保し、より質の高い効率的な医療・介護を提供する体制を構築するとともに、医療データを活用し、医療のイノベーションを促進すること。 (2) 施策の必要性 医療・介護DXについては、政府を挙げて確実かつ着実に推進することとしており、医療介護データの利活用の方針及び基盤整備、システム開発・運用主体のあり方等について、社会保障審議会等で検討を行い、その結果等を踏まえて、税制上の必要な措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅲ 医療等分野におけるデータの利活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること 施策目標Ⅲ－Ⅰ 医療等分野におけるデータ利活用や情報共有の推進を図ること
		政策の達成目標	超高齢社会に直面する中、社会保険制度を将来にわたって持続可能なものとするため、医療・介護 DX の取組の促進により、切れ目なくより質の高い医療やケアの提供、医療機関等の業務効率化、医療データを活用した医療のイノベーションの促進を目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	医療・介護 DX の推進に向けて必要な税制上の措置を行うことは、切れ目なくより質の高い医療やケアの提供、医療機関等の業務効率化、医療データを活用した医療のイノベーションの促進につなげることができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても、必要な取組について社会保障審議会等で検討を行い、その結果等を踏まえて所要の措置を講じる。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	医療・介護 DX の推進に向けて必要な税制上の措置を行うことは、切れ目なくより質の高い医療やケアの提供、医療機関等の業務効率化、医療データを活用した医療のイノベーションの促進につながるものであり、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省健康・生活衛生局健康課）

項 目 名		国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率引上げ	
税 目		たばこ税	
要 望 の 内 容	たばこが健康に与える影響なども踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率を引き上げる。		
	平年度の減収見込額		－ 百万円
	（制度自体の減収額）		（ － 百万円）
	（改 正 増 減 収 額）		（ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 たばこ税の税率を引き上げることによって、たばこの消費抑制を図り、もって国民の健康増進に資する。 (2) 施策の必要性 厚生労働省において開催した「喫煙の健康影響に関する検討会」が平成 28 年 8 月に取りまとめた報告書では、日本人の喫煙の健康影響に関して、肺がんのリスクが男性で約 4.4 倍、女性で約 2.8 倍になることや、慢性閉塞性肺疾患 (COPD) のリスクが男性で約 3.1 倍、女性で約 3.6 倍になることなどが報告されている。このように、喫煙の健康への悪影響は科学的に明らかである一方、喫煙率は男性 27.1%、女性 7.6%といまだ高く（令和元年）、国民健康づくり運動プランである健康日本 21（第二次）において示されている目標（令和 4 年度に 12%）は達成されていない。このため、たばこの消費の抑制を図る必要がある。 平成 30 年度税制改正により、たばこ税及び地方たばこ税について段階的に見直しを行ってきたが、令和 4 年 10 月で見直しが完了した。 また令和 5 年度税制改正大綱においては、たばこ税について、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」として、「3 円／1 本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する」「施行時期は、令和 6 年度以降の適切な時期とする」とされている。令和 6 年度税制大綱においては、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」として、「令和 5 年度税制改正大綱に則って取り組む。」「たばこ税については、加熱式たばこと紙巻たばこの間で税負担の不公平が生じている。同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用する。その上で、国税のたばこ税率を引き上げることとし、課税の適正化による増収と合わせ、3 円／1 本相当の財源を確保することとする。」とされている。所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第七十四条においては、「政府は、（略）所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとする。」とされている。 こうした状況を踏まえ、たばこの消費抑制を図り、もって国民の健康増進に資するため、たばこ税の引上げが必要。	
今回の要望（租税特	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること 施策目標 11-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること 施策目標 11-3 総合的ながん対策を推進すること

		政策の達成目標	たばこの消費を抑制させることで、国民の健康を増進させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	平成 22 年 10 月の増税（70 円／箱）では、 ・紙巻たばこの販売数量は 16%減少 （平成 21 年度 2,339 億本→平成 23 年度 1,975 億本） ・成人喫煙率は 3.3 ポイント減少 （平成 21 年 23.4%→平成 23 年 20.1%） という効果がみられており、税率の引上げにより、喫煙率の低下が見込まれる。 また、紙巻たばこに関する平成 30 年度税制改正による三段階での増税（60 円／箱）は、令和 3 年 10 月に完了し、 ・紙巻たばこの販売数量は 36%減少 （平成 29 年度 1,455 億本→令和 3 年度 937 億本） ・成人喫煙率は 1.0 ポイント減少 （平成 29 年 17.7%→令和元年 16.7%） という効果がみられた。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	平成 17 年度からたばこ対策促進事業として、都道府県等のたばこ対策への補助を実施している（令和 6 年度予算 46 百万円）。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算事業は、都道府県等が実施する普及啓発等のたばこ対策に支援を行うものである。一方で、本税制措置は、喫煙者のたばこ消費抑制に直接的に効果を与えるものであり、手段と効果が異なる。
		要望の措置の妥当性	たばこの課税に関する措置は、日本も受諾している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」においても提唱されている。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	○平成 28 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等」において、以下を要望。 ①たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げ ②かぎ用の製造たばこ等における課税の換算方法の見直し ○平成 29 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ」において、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望。 ○平成 30 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ」において、以下を要望。 ①たばこ税及び地方たばこ税の税率の段階的な引上げを要望。 ②加熱式たばこの課税標準における重量の計算方式の見直し及び価格に応じた課税方式の導入 等 ○令和 4 年度税制改正要望 継続的なたばこ税増税の検討要望を提出。 ○令和 5 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の引上げ」において、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望。 ○令和 6 年度税制改正要望	

	「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の引上げ」において、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望。
--	--

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課）

項 目 名		予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置	
税 目		所得税、消費税、国税徴収法	
要 望 の 内 容	定期接種化されていないワクチン（带状疱疹ワクチン等）について、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において定期接種化の検討をしており、今後、定期の予防接種の対象疾病に追加する場合に、それに伴う税制上の所要の措置を講じる。 具体的には、予防接種法に基づく予防接種による健康被害の救済給付に対する税制措置(※)について、定期接種として追加される予防接種についても同様に対象とするものである。 (※) ○健康被害の救済給付として支給される金銭への公課の禁止(所得税等) ○健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税 ○健康被害の救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族（妻に限る）の少額預金の利子所得の非課税（所得税） ○健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改 正 増 減 収 額）	（ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 定期の予防接種は、感染症の発生及びまん延の予防のため、法に基づく公的な制度として実施している中で、極めてまれではあるが予防接種の副反応による健康被害が不可避免的に発生するという特殊性に鑑み、国家補償の観点から、法的な救済措置として健康被害の救済を実施しているものである。		
	(2) 施策の必要性 定期接種化されていないワクチン（带状疱疹ワクチン等）について、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において定期接種化の検討をしており、今後、定期の予防接種の対象疾病に追加する場合には、従来の対象疾病と同様に、健康被害の救済給付に対する税制措置について税制上の所要の措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること 施策目標1 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること
		政策の達成目標	予防接種法に基づく予防接種を受けたことによる健康被害に対する救済給付について、税制上の政策的な配慮を行うことで、予防接種の実施等を適切に担保し、もって国民の健康の保持に寄与するもの。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	予防接種法に基づく予防接種を受けたことにより生じた健康被害に対する救済給付については、引き続き税制上の政策的な配慮を行う必要があり、新たに対象疾病を追加する場合も、他の対象疾病に係る給付と同様の措置を講ずるべきである。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 25 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 平成 26 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 平成 27 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 令和 3 年税制改正要望において、予防接種法等に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。 令和 6 年税制改正要望において、予防接種法等に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う同様の要望を実施している。

令和 7 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省医薬局総務課）

項 目 名		医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに伴う税制上の所要の措置									
税 目		所得税、法人税、登録免許税									
要 望 の 内 容	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）については、令和元年改正法の附則において、施行後 5 年を目途として、改正後の法律に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。 この検討規定に基づき、令和 6 年 4 月より厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会（以下「制度部会」という。）において、医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しについて検討を行っている。検討結果を踏まえ、必要に応じて、医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。										
	<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>－</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>－ 百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（</td><td>－ 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	－	百万円	（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）	（改 正 増 減 収 額）	（
平年度の減収見込額	－	百万円									
（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）									
（改 正 増 減 収 額）	（	－ 百万円）									
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 令和元年改正法の施行状況を踏まえた更なる制度改善に加え、人口構造の変化や技術革新等により新たに求められる対応を実現する観点から、医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しを検討することが必要である。 (2) 施策の必要性 制度部会における検討結果を踏まえ、必要に応じて、医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。										

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅶ 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること 施策目標Ⅶ－Ⅰ 有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること 施策目標Ⅶ－Ⅱ 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 施策目標Ⅶ－Ⅲ 医薬品の適正使用を推進すること
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じることにより、人口構造の変化と技術革新の影響等に対応した品質・有効性・安全性の高い医薬品等を確保するとともに、国民による医薬品等の適切な利用を実現することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じることにより、人口構造の変化と技術革新の影響等に対応した品質・有効性・安全性の高い医薬品等を確保するとともに、国民による医薬品等の適切な利用を実現することが可能となる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省医政局地域医療計画課、保険局医療介護連携政策課）

項目名	医師の偏在是正の取組の実施等に伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、印紙税、国税徴収法		
要望の内容	「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、医師の偏在是正の取組の実施等について検討を行い、その検討結果等を踏まえ税制上の所要の措置を講じる。		
			平年度の減収見込額 ー 百万円
			（制度自体の減収額）（ー 百万円）
			（改正増減収額）（ー 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」（令和6年6月21日閣議決定）を踏まえ、経済的インセンティブによる取組等を含めた医師偏在対策を推進する必要がある。		
	(2) 施策の必要性 医師の偏在是正の総合的な対策のパッケージに係る検討を行い、その検討結果を踏まえ、必要に応じ、当該取組の実施等に伴う税制上の措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅱ 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること 施策目標Ⅰ－Ⅲ 医師の偏在対策～医師確保計画等を通じた医師偏在対策～
		政策の達成目標	医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	医師の偏在是正の総合的な対策のパッケージに係る検討結果を踏まえ、当該取組の実施等に伴う税制上の措置を講じることによって、より効果的に医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図ることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	医師の偏在是正の総合的な対策のパッケージに係る検討結果を踏まえ、当該取組の実施等に伴う税制上の措置を講じることによって、より効果的に医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図ることが可能となる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 7 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省職業安定局雇用保険課）

項 目 名	雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	雇用保険制度に関し、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）等において、「個々の労働者が教育訓練中に生ずる生活費等への不安なく、主体的にリ・スキリングに取り組むことができるよう、2025 年度中に訓練期間中の生活を支えるための新たな給付や融資制度を創設する」ことが盛り込まれた。		
	第 213 回国会での雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の改正により、雇用保険の被保険者を対象とした教育訓練休暇給付金を創設し、令和 6 年税制改正にて本給付金の非課税措置を行うことが決定した（令和 7 年 10 月 1 日施行）。		
	一方、雇用保険の被保険者以外の者を対象とした融資制度については、労働政策審議会の議論を経て、求職者支援制度の一部として実施することが決定し、今後、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令第 93 号。以下「求職者支援法施行規則」という。）以下で定めることとしているが、令和 7 年 10 月 1 日より、①教育訓練費用及び②生活費等に対して融資を行い、教育訓練修了後に賃金が上昇した場合には残債務の一部を免除することとしている。		
	本融資制度は、前述のとおり、非課税の教育訓練休暇給付金と同種の目的を持ったものであり、返済免除によって発生する債務免除益についても、教育訓練休暇給付金と同様、所得税の非課税措置を行うことを要望する。 <関係条文> 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号） 第 9 条第 1 項第 15 号 雇用保険法 第 12 条 求職者支援法施行規則 第 16 条		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 職業能力の開発・向上は、労働者の雇用や職業の安定のために不可欠であるとともに、我が国経済の発展に資するものでもあるため、今後とも促進を図っていく必要がある。本融資制度は、雇用保険の被保険者ではない者に対し、教育訓練を受けるに当たって必要な費用について融資を行う制度であり、個々の労働者が生活費等への不安なく、学び直しのために教育訓練に取り組むことができるようになることを目的としている。 (2) 施策の必要性 本融資制度は、雇用保険の被保険者は教育訓練休暇給付金の支給を受けられる一方、雇用保険の被保険者以外の者は雇用保険の保険給付を受けることはできないことから、それに代わるものとして創設するものである。雇用保険の保険給付は非課税措置が取られていることから、同様の措置を取ることが必要である。 具体的には、本融資制度では、教育訓練効果を高めるため、教育訓練終了後、安定した雇用（雇用保険被保険者として1年以上の雇用継続）につながった場合であって、教育訓練修了前と修了後の賃金を比較し5%以上収入（賃金）が上昇したときに残債務の一部を免除することとしている（最大150万円）が、この償還免除額（債務免除益）について、所得税課税対象となった場合、対象者にとって新たな負担が生ずることとなり、安定した生活の構築の妨げとなる上、「こども未来戦略」等において掲げられている政策目的の達成に支障が生ずるおそれがあることから、税制上の措置が不可欠である。 なお、雇用保険法の保険給付である教育訓練給付金のうち、専門実践教育訓練を受けた者への支給については、今般の雇用保険法改正により、本融資制度と同様、教育訓練修了前と修了後の賃金を比較し5%以上賃金が増加した場合には受講費用の10%が追加で支給（合計で受講費用の80%を支給）されることとなっている（この追加支給分も雇用保険法の保険給付として非課税措置が取られている）。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標ⅤⅠ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1 経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等を行うこと 施策目標1-1 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること
		政策の達成目標	雇用保険被保険者でない者に対して、教育訓練に必要な費用について融資を受けられるようにすることで、学び直しを促進し、以てこれらの者の職業及び生活の安定を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—

		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	雇用保険被保険者でない者の学び直しを促進し、以てこれらの者の職業及び生活の安定を図ることができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	求職者訓練受講支援補助金 令和7年度概算要求額 5.1億円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、金融機関が信用保証機関の下に行う、教育訓練の受講等に係る融資の貸付について、貸付対象者に回収不能や貸付免除が生じた場合に必要な経費を補助することにより、貸付対象者の円滑な訓練受講に資することを目的とする措置である。他方、償還免除額（債務免除益）が所得税課税対象となった場合、貸付対象者に新たな負担が生ずることとなるため、本要望項目における税制措置は、安定した生活の再建を支援するための措置である。
		要望の措置の妥当性	債務免除益に税制上の措置を講ずることにより、 ・雇用保険被保険者でない者の主体的な学び直しの促進 ・教育訓練修了後の安定した生活の構築を実現することができるため、妥当。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 7 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課）

項 目 名	勤労者財産形成貯蓄制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	勤労者財産形成貯蓄制度は、事業主が勤労者の給与から天引きする方法により勤労者が貯蓄を行う制度であり、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、利子に係る所得税は課さないこととされている。		
	※一般財形貯蓄、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の合計契約件数は約 600 万件、合計貯蓄残高は約 14 兆円（令和 5 年度）		
	人生 100 年時代においてライフコースが多様化していることや、就労機会確保の努力義務が 70 歳まで伸びていること等を踏まえ、勤労者が各自の多様な退職年齢に応じて計画的に財産形成を行うことができるよう、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の見直しについて検討が必要になっている。		
	このため、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の見直しについて検討を行い、その結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。 <関係条文> 勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）第 6 条第 2 項及び第 4 項 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 15 号）第 4 条の 2 及び第 4 条の 3		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の見直しについて検討を行い、その結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。 (2) 施策の必要性 一般財形貯蓄は加入開始可能年齢の定めがなく、何歳からでも新規に加入できるが、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄は 55 歳以上の者は新規に加入できないこととされている。 一方で、晩婚化・晩産化、子どもの大学進学率の上昇などを背景に、資産形成を行う年齢が上昇傾向にあるとともに、高齢期の就労の拡大・長期化により、働きながら財産形成ができる期間が延びている。人生 100 年時代におけるライフコースの多様化や、就業機会確保の努力義務が 70 歳まで延びていることに対応し、財形制度においても、勤労者が各自の多様な退職年齢に応じて計画的に、住宅の取得等も含めた老後に向けた財産形成を行うことの支援が求められている。 なお、労働政策審議会勤労者生活分科会において加入開始可能年齢の引上げを求める意見があるほか、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和 6 年 3 月 15 日閣議決定）」において、勤労者財産形成貯蓄制度について「政府としても後押しし、<u>資産形成を始める際の重要な選択肢になっており、多くの勤労者が利用できるようにすることが重要</u>」とされるとともに、勤労者財産形成貯蓄制度も含む資産形成に資する制度について「<u>高齢期の就労の拡大・長期化や、今後の経済・社会情勢の変化等を踏まえつつ、引き続き、必要な制度の整備や改善等に向けた検討を進めていくことが重要</u>」とされている。また、同方針では「貯蓄が生活資金の基盤であることを踏まえれば、投資については余剰資金で行うなど、貯蓄と投資のバランスに留意して資産形成に取り組むことが重要」とされている。		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。（目標値：毎年度、前年度実績に変動率を乗じた数を上回る。）
租税特別措置の適用又は延長期間			恒久措置
同上の期間中の達成目標			－

	政策目標の達成状況	○一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄及び勤労者財産形成持家融資の合計件数				
		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		目標値	7,177,429件	6,884,982件	6,513,225件	6,156,328件
		実績値	7,107,106件	6,751,767件	6,416,704件	6,043,125件
	有効性	要望の措置の適用見込み	—			
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	高齢期の就労の拡大・長期化に伴い、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の見直しについて検討を行うものであり、勤労者が各自の多様なライフプランに応じて勤労者財産形成促進制度を利用した資産形成を計画的に行うことを可能とすることを通じて、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図るという政策目標の実現に資するものである。			
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。			
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—			
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—			
		要望の措置の妥当性	老後に向けた家計の資産形成の環境整備のためには、資産形成において、貯蓄や投資の各制度で選択肢が十分に整備されていることが重要であり、勤労者のプランに応じた資産形成の促進が見込まれ、妥当である。			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	租税特別措置の適用実績（金額は財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の利用実績より推計） 令和2年度 214.6万件 2,267百万円 令和3年度 202.9万件 2,249百万円 令和4年度 191.5万件 2,228百万円 令和5年度 179.1万件 2,653百万円			
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—			
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の利子非課税とする措置により、職域を通じた資産形成手段として多くの企業で活用され、資産形成を始める際の重要な選択肢となっており、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図るという政策目的の実現に向けて有効な措置となっている。			

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成元年度税制改正要望 財形年金・住宅貯蓄契約の契約締結年齢要件の引上げ 平成８年度税制改正要望 勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約の契約締結年齢要件の引上げ

項目名	財形住宅貯蓄制度の対象住宅の要件緩和措置の延長	
税目	所得税	
要望の内容	勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）に基づく、財形住宅貯蓄制度において、利子非課税の税制措置を適用される預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭をもって取得できる住宅に関しては、住宅ローン控除の床面積要件を踏まえ、対象住宅の要件が以下のとおり定められている。 ① 床面積 50 m²以上 ② 勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、当該住宅が令和 5 年 12 月 31 日までに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認（以下「建築確認」という。）を受けたものであるときは、40 m²以上 ③ 勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、当該住宅が認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅（以下「認定住宅等」という。）で、令和 6 年 12 月 31 日までに建築確認を受けたものであるときは、40 m²以上 このうち③の、勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、当該住宅が認定住宅等であるときは、40 m²以上とする緩和措置について、建築確認の期限（令和 6 年 12 月 31 日）を 1 年延長することを要望する。 <関係条文> 勤労者財産形成促進法第 6 条第 4 項 勤労者財産形成促進法施行令（昭和 46 年政令第 332 号）第 14 条第 2 項 勤労者財産形成促進法施行規則（昭和 46 年労働省令第 27 号）第 1 条の 14 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 勤労者財産形成促進制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもので、政策目的を達成するには、財形貯蓄制度の利用促進が効果的である。 (2) 施策の必要性 財形住宅貯蓄制度の対象住宅の床面積要件の拡充措置の適用期限を延長する税制上の措置を講じることで、勤労者が利子非課税の税制措置のメリットを最大限活用しながら取得できる住宅の範囲が広がり、財形貯蓄制度の利用促進による勤労者の生活の安定、国民経済の健全な発展に寄与することから、実施する必要がある。				
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること 施策目標3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること		
		政策の達成目標	勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。		
		租税特別措置の適用又は延長期間	建築確認の期限を令和7年12月31日まで延長		
		同上の期間中の達成目標	—		
		政策目標の達成状況	○一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄及び勤労者財産形成持家融資の合計件数		
			年度	令和2年度	令和3年度 令和4年度 令和5年度
			目標値	7,177,429件	6,884,982件 6,513,225件 6,156,328件
			実績値	7,107,106件	6,751,767件 6,416,704件 6,043,125件
	有効性	要望の措置の適用見込み	—		
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	財形住宅貯蓄制度の対象住宅の床面積要件の拡充措置の適用期限を延長することにより、財形住宅貯蓄制度を活用した勤労者の住宅取得を促進することで、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図るという政策目標の実現に向けて有効な措置である。		

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	財形住宅貯蓄制度における対象住宅の床面積要件の拡充措置の適用期限の延長を行うことは、勤労者が住宅を取得しやすくすることから、生活の安定が図られることが見込まれ、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		租税特別措置の適用実績（金額は財形住宅貯蓄の利用実績より推計） 令和2年度 60.0 万件 183 百万円 令和3年度 55.4 万件 169 百万円 令和4年度 51.1 万件 155 百万円 令和5年度 46.1 万件 408 百万円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		財形住宅貯蓄の利子非課税とする措置により、職域を通じた資産形成手段として多くの企業で活用され、資産形成を始める際の重要な選択肢となっており、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図るという政策目的の実現に向けて有効な措置となっている。
	前回要望時の達成目標		—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯			—（住宅ローン控除の要件改正を踏まえて、順次対応を行っている。）

令和 7 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合（以下、「生活衛生同業組合等」という。）が生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号。以下、「生衛法」という。）第 56 条の 2 により策定する振興計画に基づく共同利用施設（一の共同利用施設の取得価額が 400 万円（建物にあっては、600 万円）以上のものに限る。）に係る取得価額の 6 % の特別償却制度について、適用要件の見直しを行った上で、その適用期限を 2 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとする。 ・ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 44 条の 3 ・ 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 6 ・ 生衛法（抄） （減価償却の特例） 第 56 条の 5 第 56 条の 3 第 1 項の規定による認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）		－ 百万円 （ ▲ 0 百万円） （ － 百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 生活衛生同業組合等は、生衛法に基づき国民の生活に密接に関係のある生活衛生関係営業（飲食業、理容業、美容業、旅館業、公衆浴場業及びクリーニング業等）について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために業種ごとに各都道府県に一つ組織することができるとされている。 また、生衛法第 56 条の 2 に基づき厚生労働大臣が定める業種ごとの振興に関する指針（振興指針）において、生活衛生関係営業の課題に対する対応として、事業の共同化の推進により、経営の健全化等を図り、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上（営業者の衛生管理の技術向上や衛生施設の衛生水準の向上）を図ることとされている。 生活衛生同業組合等は、当該振興指針に基づく振興計画を策定し、厚生労働大臣の認定を受け、生活衛生同業組合等が当該計画に基づき行う事業として、税制上の措置を活用しながら共同利用施設整備を促進することで、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上につなげることが重要である。 (2) 施策の必要性 生活衛生関係営業（全産業の約 516 万事業所のうち約 18.3%（約 94 万事業所）、全従業者約 5,795 万人のうち約 10.1%（約 587 万人））は、国民生活に極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担っている。また、身近な営業として、生活弱者である高齢者、子育て世帯等の生活を支える役割とともに、環境・エコや安心・安全なサービスの提供等の社会的ニーズへの対応も営業者として求められている。 また、生活衛生関係営業は、多くが経営基盤が脆弱な中小零細事業者であり、チェーンストアをはじめとする大企業との競争に生き残っていくためにも、事業の共同化により合理化等を進め、設備投資等の経費負担の軽減や労働者の労働環境の改善及び福利厚生の実施等も推進する必要がある。 生活衛生関係営業については、長きにわたったコロナ禍の影響からもち直せていない事業者も多くいる中、現在の生活衛生関係営業の業況判断 DI は▲11.0 と依然として低調（※）である。経営上の主な問題点として、仕入価格・人件費等の上昇の価格転嫁困難、顧客数の減少や従業員の確保難等があり、経営状況は依然として厳しい。 このような状況下において、地域経済・地域社会においてその役割を果たすためには、生活衛生同業組合等に対して日本政策金融公庫が行う共同利用施設の整備に係る融資による支援や、生活衛生同業組合等が行う生活衛生関係営業の振興等に資する事業への補助金による支援に加えて、通常の減価償却限度額とは別枠で償却ができる本特別償却制度の措置により、生活衛生同業組合等が行う共同利用施設（組合会館の会議室、研修施設・設備、共同工場、共同倉庫、共同配送車両、共同冷凍・冷蔵庫や共同ネットワークシステム等）の整備を誘引する必要がある。 これにより、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図る。
--	---

		(※) 出典：株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果（2024 年 1～3 月期）」	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		政策の達成目標	生活衛生同業組合等における共同利用施設の整備を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化を図り、もって生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日
		同上の期間中の達成目標	生活衛生同業組合等の共同利用施設整備を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに衛生水準の維持向上を図ることで、令和8年度における生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスへ改善することを目標とする。
		政策目標の達成状況	生活衛生関係営業者については、長きにわたったコロナ禍の影響が残る事業者もある中、物価高騰等の影響やゼロゼロ融資の返済が本格的に開始したこと等により、生活衛生関係営業者の経営は依然として厳しい状況にある。この様な中で、生活衛生同業組合等においても財政状況が悪化している組合等もあり、資金繰りが難しい中では、共同利用施設の整備を行ったが価額要件に至っていないケースもあった。 結果として、本税制措置の近年の適用実績は令和4年度に1件であったが、本年度を含む今後の整備予定もある中で、当該税制措置も活用しながら整備を進めることで、生活衛生関係営業者の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ることができる。 日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向（2023年）」では、引き続き、設備投資に意欲のある生活衛生関係営業者は一定数存在しており、これらの整備についても共同利用

			施設として生活衛生同業組合等が実施することで、個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の業況判断 DI が改善するものとする。
有効性	要望の措置の適用見込み		令和4年度：1件 令和5年度：0件 令和6年度：1件（予定） 令和7年度：1件（予定）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）		本税制措置を活用して生活衛生同業組合等の共同利用施設の整備を促進し、国民生活と密着し、地域経済の基盤である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、もって衛生的で質の高いサービスの提供や雇用基盤の確保に寄与することが考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置		・ 中小企業投資促進税制 ・ 中小企業経営強化税制 ・ 少額減価償却資産の損金算入制度
	予算上の措置等の要求内容及び金額		株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として必要な予算の確保及び生活衛生同業組合等が生活衛生関係営業の振興等を行うために行う事業を支援するために必要な予算の確保を引き続き行う。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		生活衛生同業組合等に対する低利での貸付制度を措置することで、共同利用施設の整備を促進する。また、生活衛生関係営業の振興等を行うために行う事業に対する予算による支援も行い、本税制措置の活用と複合的に効果を生み出す。
	要望の措置の妥当性		本税制措置は、生活衛生同業組合等が振興計画に基づく振興事業として共同利用施設事業を行う場合に適用されるものであり、振興計画は、厚生労働大臣の定める振興指針に基づき作成され、厚生労働大臣の認定を受けることから、適切な制度設計としている。 また、本税制措置は、議員立法である環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の昭和54年の一部改正により、法律上の位置付けがされ、翌年に創設されたものであるが、今日においても、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が地域経済・地域社会でその役割を果たしていくため、生活弱者である高齢者、子育て世帯等の生活を支える役割とともに、環境・エコ、安心・安全なサービスの提供や物価高騰の課題に対応していく必要がある。 本税制措置の近年の適用実績は、令和4年度に1件となっているが、本年度を含む今後の整備予定もある中で、当該税制を引き続き適用することで、生活衛生関係営業の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ることができる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	適用件数 減収額 令和元年度 0件 0円 令和2年度 0件 0円 令和3年度 0件 0円 令和4年度 1件 4万円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	令和2年度の適用実態調査結果 ①租税特別措置法の条項：租税特別措置法第44条の3、第68の24条 ②適用件数：0件 ③適用額：0円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置の近年の適用実績では令和4年度に1件であるが、本年度を含む今後の整備予定もある中で、当該税制を引き続き適用することで、生活衛生関係営業者の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、衛生水準の維持向上を図ることができる。
	前回要望時の達成目標	生活衛生同業組合等における共同利用施設の整備を通じて、生活衛生関係営業者の経営基盤の強化とともに、衛生水準の維持向上を図ることで、生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに転じること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	生活衛生関係営業者については、長きにわたったコロナ禍の影響が残る事業者もある中、物価高騰等の影響やゼロゼロ融資の返済が本格的に開始したこと等により、生活衛生関係営業者の経営は依然として厳しい状況にある。この様な中で、生活衛生同業組合等においても財政状況が悪化している組合等もあり、資金繰りが難しい中では、共同利用施設の整備を行ったが価額要件に至っていないケースもあった。 結果として、本税制措置の近年の適用実績では令和4年度に1件となっているが、本年度を含む今後の整備予定もある中で、当該税制措置も活用しながら整備を進めることで、生活衛生関係営業者の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ることができる。
これまでの要望経緯		昭和55年：創設 昭和57年～平成21年：期限切れごとに延長 平成23年：特別償却割合を8%から6%に引き下げ 平成25年：2年間の延長 平成27年：取得価格要件100万円以上を設定 平成29年：取得価格要件を200万円以上に引き上げ 平成31年：2年間の延長 令和3年：取得価格要件を400万円以上に引き上げ 令和5年：建物の取得価額要件を600万円以上に引き上げ

令和 7 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省社会・援護局援護・業務課）

項 目 名		戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続	
税 目		所得税、印紙税、国税徴収法	
要 望 の 内 容	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和 40 年法律第 100 号。以下「法」という。）に基づく戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（以下「特別弔慰金」という。）は、戦没者等の遺族に対し、国として弔慰の意を表すために支給している（5 年償還の記名国債を 5 年ごとに 2 回交付。）。 現行の特別弔慰金国債が令和 7 年 4 月に最終償還を迎えることから、令和 7 年度以降も特別弔慰金の支給を行えるように法改正を行う予定であるが、従来の特別弔慰金制度においてとられていた ①特別弔慰金を標準として、租税その他の公課を課さない措置 ②特別弔慰金に関する書類及び特別弔慰金国債を担保とする金銭の貸借に関する書類について、印紙税を課さない措置 ③特別弔慰金を受ける権利及び特別弔慰金として交付を受けた国債について、差押えを禁止する措置 を存続することについて要望する。		
	＜関係条文＞ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和 40 年法律第 100 号）（抄） （差押えの禁止） 第十一条 特別弔慰金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。 （非課税） 第十二条 租税その他の公課は、特別弔慰金を標準として、課することができない。 2 特別弔慰金に関する書類及び第五条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 特別弔慰金は、先の大戦において公務等のため国に殉じた軍人軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、これらの者の遺族（戦没者等の遺族の中に、恩給法の公務扶助料や援護法の遺族年金等を受給する者がいない場合の、残された遺族）に対して、国として弔慰の意を表すために支給するものである。 (2) 施策の必要性 本特別弔慰金については、昭和 40 年度から継続して支給されており、戦没者等の遺族に対して、国として弔慰の意を表す必要性には変わりがないことから、令和 7 年度以降も支給を継続する必要がある。 また、法第 11 条及び第 12 条において、特別弔慰金に係る非課税措置及び差押禁止措置を規定している。これは、弔慰の意を表すために適当とされた法定の額を満額受給できるようにすることで、戦没者等の遺族に対して弔慰の意を表すという特別弔慰金の目的を果たすためのものである。 非課税措置及び差押禁止措置を廃止すると、特別弔慰金に係る課税・差押えにより、支給対象者が法定額を満額受給できなくなり、特別弔慰金の目的を果たすことができない。 したがって、施策並びに非課税措置及び差押禁止措置の存続が必要である。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標 3 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと 施策目標 3－1 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと
		政策の達成目標	戦没者等の遺族に対し、国として弔慰の意を表す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	戦没者等の遺族に対して、特別弔慰金を支給することにより、国として弔慰の意を表すという目標が達成されている。
		要望の措置の適用見込み	今回発行する特別弔慰金国債の推計件数は、約 60 万件。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	特別弔慰金に係る非課税措置及び差押禁止措置により、弔慰の意を表すために適当とされた法定の額を満額受給できるようにすることは、特別弔慰金の支給により、戦没者等の遺族に対し、弔慰の意を表すという政策目標の達成に必要であると見込まれる。

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和7年度概算要求額735百万円（特別弔慰金の支給事務費）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、当該特別弔慰金の支給に要するものであり、本要望による非課税措置及び差押禁止措置実施の前提となる。
	要望の措置の妥当性	非課税措置及び差押禁止措置を講じ、引き続き特別弔慰金の法定額の満額を受給できるようにすることは、戦没者等の遺族に対して国として引き続き弔慰の意を表すという特別弔慰金の目的を達成することにつながる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	前回法改正（平成27年）以降の特別弔慰金に係る国債の発行件数は約171万3千件。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	特別弔慰金に係る非課税措置等は、制度創設当初（昭和40年）より講じられてきている。 ※ 直近は平成27年度に要望。	

令和 7 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省医政局総務課、医療経営支援課）

項目名	社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し				
税目	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税				
要 望 の 内 容	社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会（以下「社会医療法人等」という。）は、税制上の優遇措置を受けることから、公的な運営を担保する要件が課されており、その中の一つに「全収入金額（※）に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」とする要件（以下「収入要件」という。）がある。 この収入要件について、社会医療法人等が開設する医療機関が医療政策上必要な医療を提供することで国や自治体等から受け取る補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないよう、「社会保険診療等に係る収入金額」に「医療保健業に係る補助金等（施設整備等に係る補助金は除く。）」を加えることとするほか、法人が行う医療保健業に係る非営利性を確保する観点から「全収入金額」を「医療保健業に係る収入金額（経常的な収入のうち事業活動にかかるものに限る。）」とする等の見直しを行う。 （※）厚生農業協同組合連合会の場合は、全収入金額ではなく、事業収益の額。 <関係条文> ・社会医療法人：医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号イ、ロ、ニ ・特定医療法人：租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（厚生労働省告示）一、ハ ・認定医療法人：医療法施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ、ハ ・福祉病院事業法人：法人税法施行規則第 6 条第 7 号に規定する厚生労働大臣の定める基準（厚生労働省告示） ・オープン病院事業法人：法人税法施行規則第 5 条第 6 号に規定する厚生労働大臣の定める基準（厚生労働省告示）一 ・厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（厚生労働省農林水産省告示）一 <table border="1" data-bbox="890 1904 1503 2076"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td><td>— 百万円</td></tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td><td>(特定 認定 ▲14 億円 ▲60 億円) (— 百万円)</td></tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円	(改正増減収額)	(特定 認定 ▲14 億円 ▲60 億円) (— 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円				
(改正増減収額)	(特定 認定 ▲14 億円 ▲60 億円) (— 百万円)				

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 社会医療法人等が開設する医療機関が、医療政策上必要な医療を提供することにより国や自治体等から補助金等を受け取る場合であっても、法人認定等の継続に支障を来さないようにするとともに、社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保することで、地域における必要な医療提供体制を確保する。 (2) 施策の必要性 地域医療は、社会医療法人等が開設する医療機関を含め、各医療機関の機能分担と連携により支えているものであり、地域における必要な医療提供体制を確保するためには、社会医療法人等が開設する医療機関が、医療政策上必要な医療を提供することにより国や自治体等から補助金等を受け取る場合であっても、収入要件の充足に影響しないようにする必要がある。 また、社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保するために、「全収入金額」を「医療保健業に係る収入金額（経常的な収入のうち事業活動に係るものに限る。）」とする。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1－1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
		政策の達成目標	社会医療法人等が開設する医療機関を含め、地域における必要な医療提供体制を確保する。 社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	社会医療法人制度、特定医療法人制度、オープン病院事業法人制度、福祉病院事業法人制度、厚生農業協同組合連合会制度の終了時まで。 認定医療法人制度は、令和 8 年 12 月 31 日を期限とする。
		同上の期間中の達成目標	社会医療法人等が開設する医療機関を含め、地域における必要な医療提供体制を確保する。 社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保する。
		政策目標の達成状況	—

	有効性	要望の措置の適用見込み	社会医療法人 : 361 法人 特定医療法人 : 313 法人 認定医療法人 : 957 法人（累計） 福祉病院事業法人 : 35 法人（令和6年7月の調査により把握した数） オープン病院事業法人 : 49 法人（令和6年7月の調査により把握した数） 厚生農業協同組合連合会 : 33 法人 ※令和6年3月末時点の法人数
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	社会医療法人等が開設する医療機関が医療政策上必要な医療を提供することにより国や自治体等から受け取る補助金等の多寡が、収入要件の充足に影響しないようになる。 また、社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保できる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	医療政策上必要な医療の提供により国や自治体等から受け取る補助金等が、収入要件の充足に影響することは不適當であるため、社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保することを含めて、収入要件を見直すことは妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	社会医療法人 : 361 法人 特定医療法人 : 313 法人 認定医療法人 : 957 法人（累計） 福祉病院事業法人 : 35 法人（令和6年7月の調査により把握した数） オープン病院事業法人 : 49 法人（令和6年7月の調査により把握した数） 厚生農業協同組合連合会 : 33 法人 ※令和6年3月末時点の法人数
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法第67条の2、第68条の100 特定の医療法人の法人税率の特例〔法人税関係〕 （適用件数） （適用総額） 令和2年度 200 件 35,003 百万円 令和3年度 195 件 40,422 百万円 令和4年度 176 件 33,751 百万円

	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	社会医療法人等が開設する医療機関が、下記の役割を果たすことに加え、国や自治体等と連携して医療政策上必要な医療を提供することができる。 社会医療法人：救急医療等確保事業を一定程度行うこと等を要件に都道府県知事が認定する制度であり、地域において必要不可欠な医療の提供体制の確保・充実に寄与している。 特定医療法人：社会保険制度の下で国民に対して医療サービスを普遍的に提供する主体として国税庁長官が承認するものであり、救急医療の提供など地域において一定の役割を果たしている。 認定医療法人：「持分なし医療法人」への移行に関する計画を厚生労働大臣が認定する制度であり、「持分」による法人運営上のリスクが払拭され、地域医療の安定性の確保に寄与している。 福祉病院事業法人：無料又は低額な料金で診療を行う病院事業を行うこと等の一定の要件を満たした法人を厚生労働大臣が証明するものであり、地域医療において生活保護者等への適切な医療提供体制等の維持に寄与している。 オープン病院事業法人：当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内の全ての医師又は歯科医師の利用に供されることや、公的に運営され、かつ、地域における医療の確保に資する法人として厚生労働大臣が証明するものであり、地域医療の安定性の確保に寄与している。 厚生農業協同組合連合会：医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者として、農村地域における保健・医療を担っており、地域において必要不可欠な医療の提供体制の確保・充実に寄与している。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	・ H30 年度税制改正要望 助産、介護事業、予防接種に係る収入金額を社会保険診療等に係る収入金額に追加。 ・ H31 年度税制改正要望 障害福祉サービスに係る収入金額を社会保険診療等に係る収入金額に追加。	

令和 7 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課）

項 目 名	国立健康危機管理研究機構の創設に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律 46 号。以下「法」という。）により、令和 7 年 4 月 1 日に、国立感染症研究所（以下「感染研」という。）と国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「NCGM」という。）を一体的に統合し、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）を創設することとなったことを踏まえ、現行の感染研及び NCGM に適用されている以下の税制上の措置について、JIHS についても講じられるよう要望する（※）。		
	（※）下記に記載のない所得税、相続税、法人税、消費税、印紙税及び登録免許税関係については、令和 5 年度要望にて要望済み。		
	①研究開発税制		
	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（＝研究開発税制）のオープンイノベーション型における「研究開発型スタートアップ」（＝共同試験研究又は委託試験研究先）の要件の一つである「特定新事業開拓事業者」に出資する者に JIHS を加えることにより、JIHS から出資を受けた企業と共同研究を行った者又は出資を受けた企業に研究委託を行った者が法人税又は所得税の控除を受けられる措置		
	②譲渡所得等の非課税		
	JIHS に資産を贈与又は遺贈した際に発生する譲渡所得にかかる所得税を非課税とする措置		
	＜関係条文＞		
	①所得税 租税特別措置法施行令第 5 条の 3 第 10 項第 3 号		
	法人税 租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 24 項第 3 号		
	②所得税 租税特別措置法第 40 条第 1 項		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）
	（改正増減収額）	（ —	百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 感染研と NCGM を一体的に統合することにより、JIHS を創設し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行い、内閣感染症危機管理統括庁や厚労省感染症対策部に科学的知見を提供すること等を通じ、国内における感染症のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態の予防及びその拡大の防止並びに国内外の公衆衛生の向上及び増進に寄与する。 (2) 施策の必要性 JIHS は、情報収集・分析・リスク評価機能、研究・開発及び臨床機能の全てが世界トップレベルであり、世界の感染症対策を牽引する国内の「感染症総合サイエンスセンター」を目指しており、研究・開発の機能については、シーズ開発から非臨床試験、臨床試験までを戦略的かつ一貫通貫に進めることができる体制とする。国内外の臨床試験のネットワークのハブになるためには、JIHS の研究開発成果を活用した研究やそれを支援する事業者と協力し、新たな感染症に対するワクチンや治療薬の開発等に繋げていく必要があるが、出資先の企業と共同研究又は委託研究を行った企業が所得税や法人税の控除を受けられる措置を講じることで、JIHS がハブとなるネットワークにこれらの事業者に積極的に参入いただく効果が期待できる。 また、JIHS は感染研と NCGM が現在担っている事業等を着実に実施することとされ（令和 4 年 9 月 2 日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）、法第 23 条第 1 項各号に掲げる JIHS の業務規定は感染研及び NCGM の業務を引き継ぐ形で規定されている。よって感染研と NCGM に適用されている税制上の所要の措置について引き続き講じることが必要であり、譲渡所得等の非課税についても措置を継続する必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連す	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 1 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること 施策目標 5-2 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること
		政策の達成目標	JIHS を創設し、情報収集・分析・リスク評価機能、研究・開発機能及び臨床機能の全てが世界トップレベルであり、世界の感染症対策を牽引する国内の「感染症総合サイエンスセンター」を目指し、次の感染症危機に備える。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—

		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制上の措置を講じることにより、JIHS において、特に研究・開発機能強化し「感染症総合サイエンスセンター」として国内外のネットワークのハブとなり、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う機能を、効率的に実施することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	②譲渡所得等の非課税については、地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	JIHS は、感染研及び NCGM を統合することにより創設するものであるが、JIHS 創設後も同様の税制上の措置を講じることによって、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等の機能の強化を図り、政府に科学的知見を提供すること等を通じ、次の感染症危機に備えるという政策目的が果たされるので妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和5年度税制改正要望において、①研究開発税制については要望を行っていたが、JIHSの研究開発等の業務の具体的内容が固まってから要望すべきとされた。	

令和 7 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省年金局年金課）

項 目 名		公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	
税 目		所得税、法人税	
要 望 の 内 容		公的年金制度について、社会保障審議会年金部会において検討を行い、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		(1) 政策目的 公的年金制度については、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において、「公的年金については、働き方に中立的な年金制度の構築等を目指して、今夏の財政検証の結果を踏まえ、2024 年末までに制度改正についての道筋を付ける」とされている。女性や高齢者の就業拡大や、家族構成やライフスタイルの多様化、人手不足の中での労働力確保の要請等を踏まえ、次期年金制度改正に向けて、社会保障審議会年金部会において議論・検討を行い、その結果等を踏まえて働き方に中立的な年金制度の構築等を目指す。	
		(2) 施策の必要性 社会保障審議会年金部会において次期年金制度改正の内容について検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。	
今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	基本目標Ⅱ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 施策目標 1－1 公的年金制度の持続可能性を確保すること
		政 策 の 達 成 目 標	公的年金制度の持続可能性を確保する。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	－
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	－

		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	地方税についても同様の要望を行っている。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	社会保障審議会年金部会における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改正を講じることにより、公的年金制度の持続可能性を確保することが可能となる。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	—
---------------	---

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省年金局企業年金・個人年金課）

項 目 名	企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置											
税 目	所得税、法人税											
要 望 の 内 容	企業年金制度等については、現在、社会保障審議会において議論を行っており、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改 正 増 減 収 額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改 正 増 減 収 額）	（	— 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であり、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、企業年金・個人年金の充実を図る。 (2) 施策の必要性 多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためには、企業年金・個人年金の充実が重要である。 現役世代の働き方・ライフコースが多様化しており、企業年金・個人年金を取り巻く環境は変化している。また、高齢期の長期化と就労の拡大等を踏まえ、企業年金・個人年金における役割が重要となっている。 こうした状況を踏まえ、拠出限度額の引き上げや加入可能年齢の引き上げを含めた企業年金・個人年金の制度改正について、社会保障審議会において議論を行っており、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる必要がある。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること 施策目標3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること 基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 施策目標1-2 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること
		政策の達成目標	企業年金・個人年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	企業年金・個人年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図る。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	企業年金・個人年金制度の更なる充実・普及を図ることは、国民の高齢期の所得確保に資することとなる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図るためには、企業年金・個人年金制度の更なる充実・普及が求められる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯		直近の企業年金・個人年金に係る税制改正要望は以下のとおり。 (平成 29 年度) ・企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃 ・確定拠出年金における退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直し (令和 2 年度) ・企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置 ・企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長 (令和 3 年度) ・企業型・個人型確定拠出年金の拠出限度額の見直し (令和 5 年度) ・企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税措置の延長	

令和 7 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	適用期限を 2 年間延長する。		
	所得税 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条の 3 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 5 条の 8		
	法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	一百万円 （▲46,300 百万円） （ 一百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること 政策の達成目標 中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。 租税特別措置の適用又は延長期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

		同上の期間中の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。
		政策目標の達成状況	中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。 中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率 資料：財務省「法人企業統計調査季報」 (注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。 (年期) キャッシュフローは経常利益×0.5+減価償却費で計算している。 設備投資実施割合の推移 資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」

			(DI,ポイント) 生産・営業用設備DIの推移 (年) 資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 (注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。 (注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。
	有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和7年度 50,290 件 令和8年度 50,190 件 ※令和4年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和6年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。 中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格

			の 10%の税額控除（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%））を利用できる税制となっている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和 2 年度 : 49,060 件 令和 3 年度 : 51,857 件 令和 4 年度 : 50,593 件 【減収額】 令和 2 年度 : 463 億円 令和 3 年度 : 501 億円 令和 4 年度 : 463 億円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第 42 条の 6、第 68 条の 11 適用件数：特別償却 21,339 件 税額控除 29,254 件 適用額：特別償却 1,814 億円 税額控除 189 億円 ※令和 4 年度の適用状況
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 令和 5 年度に総務省と政策所管府省と共同で実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されている。 ※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf

		同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。 このように、一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。
	前回要望時の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。
これまでの要望経緯		平成 10 年度 「総合経済対策」（平成 10 年 4 月）に伴う措置として創設 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量 8 トン以上→3.5 トン以上） 平成 12 年度 1 年間の延長（平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長） 平成 13 年度 10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 14 年度 2 年間の延長（平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成 16 年度 2 年間の延長（平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成 18 年度 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加） 平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充） 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長）

	令和元年度	2年間の延長（令和3年3月末までの適用期間の延長）
	令和3年度	2年間の延長（令和5年3月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。
	令和5年度	2年間の延長（令和7年3月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外。

令和 7 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	適用期限を 2 年間延長する。 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が 100 億円を超える中小企業（100 億企業）の創出を推進するため、100 億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行う。 所得税 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）		（精査中）百万円 （▲89,200 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促し、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置等を創設し、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること 我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の実産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 労働生産性を2020年度比で5%向上 令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間） 租税特別措置の適用又は延長期間

	同上の期間 中の達成 目標	労働生産性を 2020 年度比で 5%向上																																									
	政策目標の 達成状況	令和 5 年度における中小企業者等の労働生産性は 2020 年度比で 4.4%向上となっている。 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。 (単位：百万円) 中小企業の労働生産性の推移 <table><caption>中小企業の労働生産性の推移 (単位：百万円)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>労働生産性</th></tr></thead><tbody><tr><td>2003年度</td><td>5.4</td></tr><tr><td>2004年度</td><td>5.3</td></tr><tr><td>2005年度</td><td>5.2</td></tr><tr><td>2006年度</td><td>5.3</td></tr><tr><td>2007年度</td><td>5.4</td></tr><tr><td>2008年度</td><td>5.2</td></tr><tr><td>2009年度</td><td>5.3</td></tr><tr><td>2010年度</td><td>5.4</td></tr><tr><td>2011年度</td><td>5.3</td></tr><tr><td>2012年度</td><td>5.4</td></tr><tr><td>2013年度</td><td>5.5</td></tr><tr><td>2014年度</td><td>5.6</td></tr><tr><td>2015年度</td><td>5.7</td></tr><tr><td>2016年度</td><td>5.6</td></tr><tr><td>2017年度</td><td>5.7</td></tr><tr><td>2018年度</td><td>5.6</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>5.5</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>5.20</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>5.3</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>5.43</td></tr></tbody></table> (出典) 財務省「法人企業統計」より財務課集計 ※中小企業＝資本金 1 億円未満として集計 ※労働生産性＝付加価値（当期末）÷期中平均従業員数（当期末） ※付加価値（当期末）＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純益	年度	労働生産性	2003年度	5.4	2004年度	5.3	2005年度	5.2	2006年度	5.3	2007年度	5.4	2008年度	5.2	2009年度	5.3	2010年度	5.4	2011年度	5.3	2012年度	5.4	2013年度	5.5	2014年度	5.6	2015年度	5.7	2016年度	5.6	2017年度	5.7	2018年度	5.6	2019年度	5.5	2020年度	5.20	2021年度	5.3	2022年度
年度	労働生産性																																										
2003年度	5.4																																										
2004年度	5.3																																										
2005年度	5.2																																										
2006年度	5.3																																										
2007年度	5.4																																										
2008年度	5.2																																										
2009年度	5.3																																										
2010年度	5.4																																										
2011年度	5.3																																										
2012年度	5.4																																										
2013年度	5.5																																										
2014年度	5.6																																										
2015年度	5.7																																										
2016年度	5.6																																										
2017年度	5.7																																										
2018年度	5.6																																										
2019年度	5.5																																										
2020年度	5.20																																										
2021年度	5.3																																										
2022年度	5.43																																										
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数) 令和 7 年度 22,434 件 令和 8 年度 22,389 件 ※令和 4 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計																																									
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。																																									

			加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和 6 年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できるとされている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和 2 年度 : 23,079 件 令和 3 年度 : 23,919 件 令和 4 年度 : 22,569 件 【減収額】 令和 2 年度 : 768 億円 令和 3 年度 : 914 億円 令和 4 年度 : 892 億円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項 : 第 42 条の 12 の 4、第 68 条の 15 の 5 適用件数 : 特別償却 14,973 件 税額控除 7,596 件 適用額 : 特別償却 5,005 億円 税額控除 120 億円

		※令和４年度の適用状況
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 令和５年度に総務省と政策所管府省と共同で実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されている。 ※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf 同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。 このように、一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。
	前回要望時の達成目標	中小企業の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和５年度における中小企業者等の設備投資は 13 兆円となっている。 令和２年に新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は大きく落ち込み、設備投資も減少したが、現在は回復期で好転の兆しもある。 一方で、人手不足、物価高・価格転嫁の影響により、中小企業の業況については先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向も不安定な状況にある。

		(兆円) 設備投資額の推移（年間） <table border="1"> <caption>設備投資額の推移（年間）データ（兆円）</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>大企業</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>36.5</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2007</td><td>39.0</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>2008</td><td>36.5</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2009</td><td>30.0</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>2010</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>2011</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>2012</td><td>25.5</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>2013</td><td>25.0</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>26.0</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>2015</td><td>27.5</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2016</td><td>29.0</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>2017</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2018</td><td>32.0</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>2019</td><td>34.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2020</td><td>33.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2021</td><td>30.5</td><td>10.8</td></tr> <tr><td>2022</td><td>31.5</td><td>11.9</td></tr> <tr><td>2023</td><td>34.0</td><td>12.6</td></tr> </tbody> </table> 資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。	年	大企業	中小企業	2006	36.5	12.9	2007	39.0	14.3	2008	36.5	12.9	2009	30.0	9.1	2010	25.0	9.6	2011	25.0	9.4	2012	25.5	9.2	2013	25.0	9.0	2014	26.0	9.8	2015	27.5	10.7	2016	29.0	11.3	2017	30.0	11.4	2018	32.0	11.2	2019	34.0	11.4	2020	33.0	10.7	2021	30.5	10.8	2022	31.5	11.9	2023	34.0	12.6
年	大企業	中小企業																																																									
2006	36.5	12.9																																																									
2007	39.0	14.3																																																									
2008	36.5	12.9																																																									
2009	30.0	9.1																																																									
2010	25.0	9.6																																																									
2011	25.0	9.4																																																									
2012	25.5	9.2																																																									
2013	25.0	9.0																																																									
2014	26.0	9.8																																																									
2015	27.5	10.7																																																									
2016	29.0	11.3																																																									
2017	30.0	11.4																																																									
2018	32.0	11.2																																																									
2019	34.0	11.4																																																									
2020	33.0	10.7																																																									
2021	30.5	10.8																																																									
2022	31.5	11.9																																																									
2023	34.0	12.6																																																									
これまでの 要望経緯	平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設（適用期間は平成 31 年 3 月末まで） 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長（適用期間は令和 3 年 3 月末まで） 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長（適用期間は令和 5 年 3 月末まで） 令和 5 年度 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外																																																										

令和 7 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

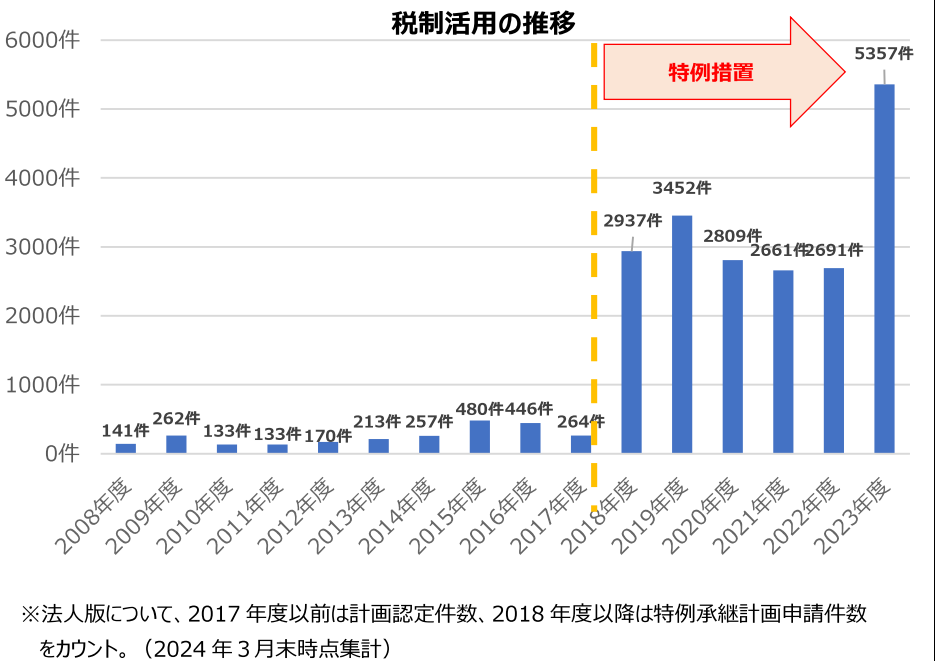
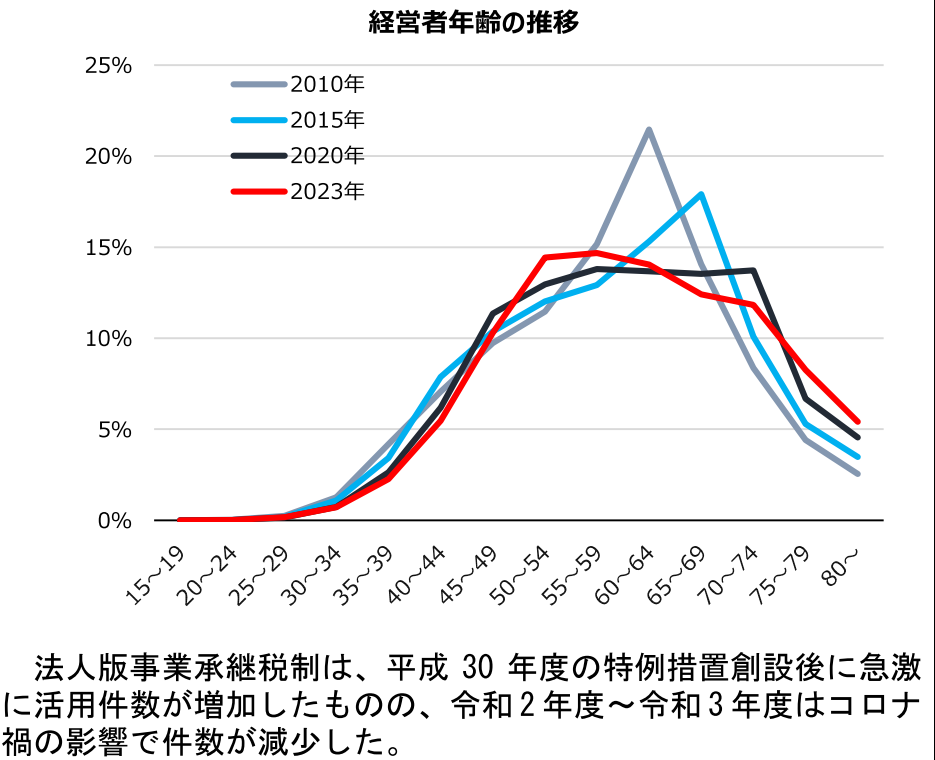
（厚生労働省）

項 目 名		法人版及び個人版事業承継税制の見直し	
税 目		相続税、贈与税	
要 望 の 内 容	経営者の高齢化の進展等を鑑み、中小企業の事業承継を一層後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（法人版事業承継税制）・個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（個人版事業承継税制）について、役員就任要件の見直し等を行うとともに、本税制の適用期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置について検討する。		
	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 70 条の 6 の 8 から第 70 条の 7 の 8		
	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 40 条の 7 の 8 から第 40 条の 8 の 8		
	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 23 条の 8 の 8 から第 23 条の 12 の 5		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（▲151,000	百万円）
	（改正増減収額）	（—	百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活力維持・発展を実現する。 (2) 施策の必要性 法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（平成 30 年）には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、令和 5 年時点の経営者年齢のピークは 50 代後半になり、なだらかになりつつある。 他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。 加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も、特例措置の創設時（平成 30 年）と同規模存在している。 このような状況等を踏まえ、適用期間が到来するまでの間、本税制を最大限に活用できるよう、役員就任要件の見直し等を行うことが必要。加えて、中小企業の事業承継の取組を踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置について検討が必要。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標 4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		政策の達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	法人版事業承継税制（一般措置）期限の定めなし。 （特例措置）令和 9 年末まで。 個人版事業承継税制 令和 10 年末まで。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（平成 30 年）には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、令和 5 年時点の経営者年齢のピークは 50 代後半になり、なだらかになりつつある。

他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。

加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も、特例措置の創設時（平成 30 年）と同規模存在している。



有効性	要望の措置の適用見込み	制度の適用を受ける全ての中小企業者が適用対象となりうる。適用見込み約 3,000 件／年（平成 30 年度実績と同程度の水準で特例承継計画の提出があるものと仮定）
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	制度の適用を受ける中小企業者の事務負担が軽減されること等により、制度活用のより一層の促進に繋がる。

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租特法第 69 条の 4） ・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（租特法第 9 条の 7）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	（中小企業庁において措置） 事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。 ・事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和 5 年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000 億円の内数） ・事業承継総合支援事業（令和 5 年度第補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 52 億円の内数、令和 6 年度当初予算 146 億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。
		要望の措置の妥当性	今後事業承継を本格的に検討していく経営者やコロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の具体的な検討が遅れている経営者の状況を踏まえ、引き続き、円滑かつ早期の事業承継を実現させる必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<平成 30 年度> 特例承継計画の申請件数：2,937 件 <令和元年度> 特例承継計画の申請件数：3,452 件 <令和 2 年度> 特例承継計画の申請件数：2,809 件 <令和 3 年度> 特例承継計画の申請件数：2,661 件 <令和 4 年度> 特例承継計画の申請件数：2,691 件 <令和 5 年度> 特例承継計画の申請件数：5,357 件 ※令和 6 年 3 月末時点
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。
	前回要望時の達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 14 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設 平成 15 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用 平成 16 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ 平成 18 年度改正 物納手続の改善 平成 19 年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設 平成 20 年度改正 平成 21 年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱） 平成 21 年度改正 平成 20 年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設 平成 22 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等 平成 23 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等

	平成 25 年度改正 親族外承継の対象化、雇用の 5 年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に変更等 平成 27 年度改正 猶予継続贈与による免除規定の設置 平成 29 年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等 平成 30 年度改正 猶予割合・猶予対象株式数の見直し、対象者の拡充、雇用要件の弾力化、経営環境変化があった場合の免除制度、相続時精算課税制度との併用者の拡充 令和元年度改正贈与税の納税猶予における年齢要件の引下げ、資産管理型会社への該当要件の一部緩和、一定の場合における贈与税の納税湯世の免除届出の添付書類の不要、個人版事業承継税制の創設 令和 2 年度改正 常時使用する従業員の定義の見直し 令和 3 年度改正 後継者の役員要件の見直し、個人版事業承継税制において対象となる特定事業用資産の見直し 令和 4 年度改正 法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請（提出）の期限を 1 年延長 令和 6 年度改正 法人版事業承継税制の特例承継計画及び個人版事業承継税制の個人事業承継計画の確認申請（提出）の期限を 2 年延長
--	--

令和 7 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課）

項 目 名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長											
税 目	印紙税											
要 望 の 内 容	【株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会に係る措置】 （新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 11 条第 1 項・第 2 項、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和 2 年政令第 160 号）第 8 条第 1 項第 1 号・第 4 項、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 52 条の 3 第 3 項第 4 号・第 7 号） （措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者 （措置内容） 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、依然として新型コロナウイルス感染症の影響からの回復途上にある事業者が存在することをふまえ、引き続き所要の措置を講ずる。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ —</td><td>百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（ —</td><td>百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改 正 増 減 収 額）	（ —	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）										
（改 正 増 減 収 額）	（ —	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。 (2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
			施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
			施策目標 1－1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
			基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
			施策大目標 4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること
			施策目標 4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
			基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること
			施策大目標 3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること
			施策目標 3－2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
		政策の達成目標	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること
施策大目標 2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること			
施策目標 2－1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること			
租税特別措置の適用又は延長期間	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、資金繰りの円滑化を支援する。		
同上の期間中の達成目標	依然として新型コロナウイルス感染症の影響からの回復途上にある事業者の存在をふまえ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。		
同上の期間中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者への資金繰りを支援する。		
政策目標の達成状況	—		

	有効性	要望の措置の適用見込み	適用対象者は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者である。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者の租税負担の軽減が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・独立行政法人福祉医療機構 令和2年度1次補正予算額：1,250億円 令和2年度2次補正予算額：1兆3,535億円 令和2年度弾力追加：7,930億円 令和3年度当初予算額：1兆4,990億円 令和4年度当初予算額：6,096億円 令和5年度当初予算額：596億円 ・株式会社日本政策金融公庫 令和2年度1次補正予算額：287億円 令和2年度2次補正予算額：185億円 令和2年度3次補正予算額：588億円 ※令和3年度へ666億円繰越。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
		要望の措置の妥当性	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時から の達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和3年1月末を期限として実施された。 令和3年度税制改正においては、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長すること要望し、要望どおり延長された。 令和4年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和5年3月末まで延長された。 令和5年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和6年3月末まで延長された。 令和6年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和7年3月末まで延長された。	

令和 7 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室）

項 目 名		生命保険料控除制度の拡充						
税 目		所得税						
要 望 の 内 容	「令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日 自由民主党・公明党）」において「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」として示された内容で措置すること。							
	（※）令和6年度税制改正大綱【抜粋】 生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずること。 なお、本制度の控除の適用対象から除外される「一時払い生命保険」の範囲に共済期間が短期間の商品が含まれるかについては、今後、税制改正要望のプロセスにおいて確認する。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>精査中</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ － 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（ － 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	精査中	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）	（改正増減収額）
平年度の減収見込額	精査中							
（制度自体の減収額）	（ － 百万円）							
（改正増減収額）	（ － 百万円）							
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的							
	生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。 (2) 施策の必要性 人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。 こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっているほか、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険の遺族補償としての役割が高まっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。							

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標 1 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること 施策目標 1－3 ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること
		政策の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 4,000 万人^(※) （出典：国税庁「令和 4 年分民間給与実態統計調査」及び「令和 4 年分申告所得税標本調査」） ※生命保険料控除適用者数に、制度拡充後（見込）の影響を加味した数字を記載
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	遺族の生活困窮の防止や子どもの教育機会の確保に向けた遺族保障の充実に繋がる見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国民一人ひとりのニーズに沿った、生活保障の充実が求められている。一方で、生命保険については、「遺族保障」として年間約 3 兆円の死亡保険金が支払われているところであるが、子を扶養する国民が加入している死亡保険金額は平均 1,348 万円であり、遺族の生活資金の備えとして（国民が）必要と考え

			る死亡保険金額 2,289 万円に比べて6割程度に留まっている (※)。 このため、今後も、個々人の多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものとする。 本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置とする。 (出典：生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」) ※扶養する子どもの有無を加味した金額を記載																																													
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合※(％)) <table><tr><td></td><td>平成27年</td><td>平成28年</td><td>平成29年</td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td></tr><tr><td>一般生命</td><td>74.3</td><td>74.0</td><td>74.2</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>69.7</td><td>69.5</td><td>69.1</td></tr><tr><td>介護医療</td><td>41.8</td><td>47.5</td><td>51.3</td><td>50.0</td><td>53.0</td><td>52.2</td><td>54.3</td><td>56.1</td></tr><tr><td>個人年金</td><td>16.7</td><td>17.1</td><td>17.9</td><td>17.8</td><td>17.6</td><td>17.0</td><td>16.9</td><td>16.5</td></tr><tr><td>全体</td><td>76.6</td><td>76.5</td><td>77.2</td><td>76.7</td><td>77.2</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>73.5</td></tr></table> (出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	一般生命	74.3	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	介護医療	41.8	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	個人年金	16.7	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	全体	76.6	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5
			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																																						
		一般生命	74.3	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1																																						
		介護医療	41.8	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1																																						
	個人年金	16.7	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5																																							
全体	76.6	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5																																								
(一人当たりの保険料控除額※(万円)) <table><tr><td></td><td>平成27年</td><td>平成28年</td><td>平成29年</td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td></tr><tr><td>一般生命</td><td>4.2</td><td>4.1</td><td>4.0</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.8</td><td>3.7</td></tr><tr><td>介護医療</td><td>2.8</td><td>2.9</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.2</td></tr><tr><td>個人年金</td><td>4.5</td><td>4.4</td><td>4.4</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td></tr><tr><td>全体</td><td>6.5</td><td>6.7</td><td>6.8</td><td>6.7</td><td>6.7</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td></tr></table> (出典：国税庁「民間給与実態統計調査」) ※年末調整対象者のうち納税者を対象として算定			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	一般生命	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	介護医療	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	個人年金	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	全体	6.5	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																																								
一般生命	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7																																								
介護医療	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2																																								
個人年金	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3																																								
全体	6.5	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8																																								
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																															
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約6割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答(※)しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。 (※) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果 <table><tr><td>質問</td><td>回答</td><td>回答割合</td></tr><tr><td rowspan="3">仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。</td><td>新規加入・増額をしたい</td><td>9.4%</td></tr><tr><td>新規加入・増額を前向きに検討したい</td><td>23.5%</td></tr><tr><td>新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい</td><td>24.0%</td></tr></table> (出典：日経リサーチ「生保関連税制に関するアンケート調査 2024」) 生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効である。		質問	回答	回答割合	仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	9.4%	新規加入・増額を前向きに検討したい	23.5%	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	24.0%																																				
質問	回答	回答割合																																														
仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	9.4%																																														
	新規加入・増額を前向きに検討したい	23.5%																																														
	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	24.0%																																														
前回要望時の達成目標	少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。																																															

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 24 年に一般生命・介護医療・個人年金の 3 つの控除からなる制度に改組された（平成 23 年までは生命・個人年金の 2 つの控除）。 本制度の拡充については、平成 27（2015）年度税制改正より継続して要望しており、令和 6 年度要望においては、子育て世帯に対する控除を手厚くするよう要望したところ、令和 6 年度税制改正では手当されず、税制改正大綱において、令和 7 年度税制改正で検討し結論を得ることとされた。 そのため、令和 7 年度要望においては、令和 6 年度税制改正大綱において「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」として示された内容で措置することを要望することとした。	